

公告

事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号)に基づき下記のとおり公告
します。

2024年8月28日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役 理事

記

1. 公告件名：全世界2024年度テーマ別評価ジェンダー案件の事業効果
及び教訓に関する調査（一般競争入札（総合評価落札方式 - ランプ
サム型））
2. 競争に付する事項：入札説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：入札説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：「調査業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. 技術提案書及び入札書等の提出：
入札説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. 開札日時及び場所：
入札説明書第1章9. のとおり
7. その他：入札説明書のとおり

入札説明書

【一般競争入札（総合評価落札方式 - ランプサム型）】

業務名称：全世界 2024 年度テーマ別評価ジェンダー案件の事業効果及び教訓に関する調査（一般競争入札（総合評価落札方式 - ランプサム型））

調達管理番号：24a00484

【内容構成】

第1章 入札の手続き

第2章 特記仕様書

第3章 技術提案書作成要領

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下、JICA という）」が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出する技術提案書に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する入札書に記載された入札金額に基づいた価格評価点との総合点により落札者を決定することにより、JICA にとって最も有利な契約相手方を選定する入札方式を採用します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係る技術提案書及び入札書の提出を求めます。

2024 年 8 月版となりますので、変更点にご注意ください。

2024 年 8 月 28 日

独立行政法人国際協力機構

国際協力調達部

第1章 入札の手続き

1. 競争に付する事項

(1) 業務名称：全世界 2024 年度テーマ別評価ジェンダー案件の事業効果及び教訓に関する調査（一般競争入札（総合評価落札方式 - ランプサム型））

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書」のとおり

(3) 適用される契約約款：

「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、契約書では消費税を加算します。（全費目課税）¹

(4) 契約期間（予定）：2024年10月から2025年10月

上記の契約履行期間を分割する想定はありませんが、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、契約履行期間の分割を提案することを認めます。

契約履行期間の分割の結果、契約履行期間が12ヵ月を超える場合は、前金払の上限額を制限します。具体的には、前金払については分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を設定する予定です。

なお、先方政府側の都合等により、本入札説明書に記載の業務スケジュール等を変更する必要がある場合には、必要な調整を行います。

(5) ランプサム（一括確定額請負）型契約

本件について、業務従事実績に基づく報酬確定方式ではなく、当該業務に対する成果品完成に対して確定額の支払を行うランプサム（一括確定額請負）型にて行います。

(6) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヵ月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記（4）の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

1) 第1回（契約締結後）：契約金額の36%を限度とする。

2) 第2回（契約締結後13ヵ月以降）：契約金額の4%を限度とする。

¹ 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

(7) 部分払いの設定²

本契約については、1会計年度に1回部分払いを設定します。具体的な部分払いの時期は、契約締結時に確認しますが、以下を想定します。

1) 2024年度末(2025年2月頃)

2. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

国際協力調達部 契約推進第一課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

(2) 事業実施担当部

評価部 事業評価第二課

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	期限日時
1	配付依頼受付期限	2024年9月3日 12時
2	入札説明書に対する質問	2024年9月4日 12時
3	質問への回答	2024年9月9日
4	技術提案書の提出用フォルダ作成依頼	技術提案書の提出期限日の 4営業日前から1営業日前の正午まで
5	入札書(電子入札システムへ送信)、別見積書・技術提案書の提出日	2024年9月13日 12時
6	技術提案書の審査結果の連絡	入札執行の日時の2営業日前まで
7	入札執行の日時(入札会)	2024年9月30日 11時30分
8	技術評価説明の申込日(落札者を除く)	入札会の日翌日から起算して7営業日以内 (申込先： https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM) ※2023年7月公示から変更となりました。

² 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

3. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2024年4月）」を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

具体的には、以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。
特定の排除者はありません。

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件のうち、1）全省庁統一資格、及び2）日本登記法人は求めません（契約締結までに、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、技術提案書に添付してください。結成届について、構成員の代表者印又は社印の押印が困難な場合、押印の省略を認めますので、押印省略の理由及び共同企業体結成の合意状況について、記載してください

4. 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2023年3月24日版）」に示される手順に則り依頼ください（依頼期限は「第1章 企画競争の手続き」の「2.（3）日程」参照）。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

提供資料：

- ・ 第3章 技術提案書作成要領に記載の配付資料
- ・ 「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則」

「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則」については、技術提案書提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを求めます。

5. 入札説明書に対する質問

(1) 質問提出期限

1) 提出期限：上記2.(3) 日程参照

2) 提出先：<https://forms.office.com/r/7RXWhdPCEa>

注1) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りして
います。

(2) 質問への回答

1) 上記2.(3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。
(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

2) 回答書によって、仕様・数量等が変更されることがありますので、本件競争
参加希望者は質問提出の有無にかかわらず回答を必ずご確認ください。入札金
額は回答による変更を反映したものとして取り扱います。

(3) 説明書の変更

競争参加予定者からの質問を受けて、又は JICA の判断により、入札説明書の
内容を変更する場合があります。変更は、遅くとも入札書提出期限の2営業日前
までに JICA ホームページ上に行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

変更の内容によっては、当該変更内容を提出される入札書に反映するための期
間を確保するため、入札書提出期限を延期する場合があります。

6. 入札書・技術提案書の提出

(1) 提出期限：上記2.(3) 日程参照

(2) 提出方法：

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書
等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出
方法(2023年3月24日版)」をご参照ください

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

1) 技術提案書

- ① 技術提案書の提出方法は、電子データ（PDF）での提出とします。
- ② 上記2.（3）日程にある期限日時までに、技術提案書提出用フォルダ作成依頼メールを e-koji@jica. go. jp へ送付願います。
- ③ 依頼メール件名：「提出用フォルダ作成依頼_（調達管理番号）_（法人名）」
- ④ 依頼メールが1営業日前の正午までに送付されない場合は技術提案書の提出ができなくなりますので、ご注意ください。
- ⑤ 技術提案書はパスワードを付けずに GIGAPOD 内のフォルダに格納ください。

2) 入札書（入札価格）

- ① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額（消費税は除きます。）を、上記2.（3）日程の提出期限日までに電子入札システムにより送信してください。
- ② 上記①による競争参加者の入札価格により価格点を算出し、総合点を算出して得られた入札会の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。

3) 別見積

別見積書は GIGAPOD 内のフォルダに格納せず、パスワードを設定した PDF ファイルとし、上記2.（3）日程を参照し提出期限日時までに別途メールで e-koji@jica. go. jp へ送付ください。なお、パスワードは、JICA 国際協力調達部からの連絡を受けてから送付願います。

（3）提出先

1) 技術提案書

「JICA 国際協力調達部より送付された格納先 URL」

2) 見積書（別見積書）

- ① 宛先：e-koji@jica. go. jp
- ② 件名：（調達管理番号）_（法人名）_見積書
[例：24a00123_〇〇株式会社_見積書]
- ③ 本文：特段の指定なし
- ④ 添付ファイル：「24a00123_〇〇株式会社_見積書」
- ⑤ 見積書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA

国際協力調達部からの連絡を受けてから送付願います。

(4) 提出書類

1) 技術提案書・別見積書

(5) 電子入札システム導入にかかる留意事項

1) 作業の詳細については、電子入札システムポータルサイトをご確認ください。

(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>)

2) 電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

7. 技術提案書の審査結果の連絡

技術提案書は、JICAにおいて技術審査し、技術提案書を提出した全者に対し、入札会の2営業日前までに、電子メールにて結果を連絡します。期日までに結果が通知されない場合は、上記2. 選定手続き窓口にお問い合わせ下さい。入札会には、技術提案書の審査に合格した者しか参加できません。また、技術提案書が不合格であった競争参加者の入札書（電子データ）は、JICAにて責任をもって削除します。

8. 入札書

(1) 入札価格の評価は、「第2章 特記仕様書」に規定する業務実施に対する総価（円）（消費税抜き）をもって行います。電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。また、電子入札システムにて自動的に消費税10%が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。

(2) 競争参加者は、一旦提出した入札書を引換、変更又は取消すことが出来ません。

(3) 競争参加者は、入札説明書に記載されている全ての事項を了承のうえ入札書を提出したものとみなします。

(4) 入札保証金は免除します。

(5) 入札（書）の無効

次の各号のいずれに該当する入札は無効とします。

1) 競争に参加する資格を有しない者のした入札

2) 入札書の提出期限後に到着した入札

3) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

4) 明らかに連合によると認められる入札

5) 同一競争参加者による複数の入札

6) 条件が付されている入札

7) 定額計上を入札金額に含める指示がある場合、入札金額内訳書にて異なる

金額が計上された入札

8) その他入札に関する条件に違反した入札

9. 入札執行の日時、手順等

(1) 日時：上記2. (3) 日程参照

(2) 入札会の手順

1) 開札方法：本案件では電子入札システムにて開札を行います。

2) 再入札：全ての入札価格が予定価格を超えた場合（以下「不落」という。）には、再入札を実施します。詳細は下記（3）のとおりです。

3) 入札途中での辞退：

「不落」の結果に伴い、入札会開催中に再入札を辞退する場合は、再入札の日時まで電子入札システムから辞退届を必ず提出（送信）してください。³

(3) 再入札の実施

すべての入札参加者の応札額が機構の定める予定価格を超えた場合（不落）は、再入札を実施します。落札者が決定するまで、再入札は2回まで実施します。

機構にて再入札の日時を決定したうえで、電子入札システムから「再入札実施通知書」が発行されます。本通知書に記載の入札期限までに、所定の方法により電子入札システムへ再入札価格を送信してください。

(4) 入札者の失格

入札会において、入札執行者による入札の執行を妨害した者、その他入札執行者の指示に従わなかった者は失格とします。

(5) 入札会の終了

3回の入札でも落札者が決まらない場合、入札会を終了します。落札者が決まらずに入札会が終了した場合、競争参加者を対象に、（不落）随意契約の交渉をお願いする場合があります。

10. 落札者の決定方法

(1) 評価方式と配点

技術評価と価格評価を加算する総合評価落札方式とします。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、配点を技術評価点70点、価格

³ この辞退届を送信しないと、辞退扱いになりません。

評価点 30 点とします。

(2) 技術評価の方法

「第3章 技術提案書作成要領」の別紙3「技術提案書評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」

(3) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を100点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り100を乗じます（小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出）。具体的には以下の算定式により、計算します。

$$\text{① (価格評価点)} = \text{最低見積価格} = 100 \text{ 点}$$

$$\text{② (価格評価点)} = \text{最低見積価格} / \text{それ以外の者の価格} \times 100 \text{ 点}$$

ただし、ダンピング対策として、競争参加者が予定価格の80%未満の見積額を提案した場合は、予定価格の80%を見積額とみなして価格点を算出します。

なお、予定価格の80%を下回る見積額が最も安価な見積額だった場合、具体的には以下の算定式により価格点を算出します。

$$\text{最も安価な見積額} : \text{価格評価点} = 100 \text{ 点}$$

$$\text{それ以外の見積額 (N)} : \text{価格評価点} = (\text{予定価格} \times 0.8) / N \times 100 \text{ 点}$$

*最も安価ではない見積額でも予定価格の80%未満の場合は、予定価格の80%をNとして計算します。

予定価格を上回る入札金額（応札額）については、失格とします。

(4) 総合評価の方法

技術評価点（加点分を含む）と価格評価点 70 : 30 の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

$$\text{(総合評価点)} = \text{(技術評価点)} \times 0.7 + \text{(価格評価点)} \times 0.3$$

(5) 落札者の決定方法

以下のすべての要件を満たしたものを落札者とします。なお、落札となるべき総合評価点の者が2者以上あるときは、技術評価点が最も高いものを落札者とします。さらにこの場合、技術評価点が最も高いものが2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定します。

- 1) 技術評価点が入札説明書において明示する基準点を下回らないこと
- 2) 入札価格が機構により作成された予定価格の制限の範囲内であること
- 3) 当該競争参加者の総合評価点が高いこと

1 1. 契約書作成及び締結

- (1) 落札者から、入札金額内訳書を提出いただきます。
- (2) 速やかに契約書を作成し締結します。
- (3) 契約書附属書Ⅲ「契約金額内訳書」については、入札金額内訳書に基づき、設定します。

1 2. フィードバックのお願いについて

JICAでは、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと思います。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

以上

第2章 特記仕様書

本特記仕様書に記述されている「脚注」及び別紙2の「技術提案書にて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者が技術提案書を作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。また、契約締結に際しては、技術提案書の内容を適切に反映するため、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という。）と受注者名（以下「受注者」という。）との業務実施契約により実施する「全世界 2024 年度テーマ別評価「ジェンダー案件の事業効果及び教訓」に関する調査」に係る業務の仕様を示すものである。

第2条 調査の背景・経緯

ジェンダー平等と女性のエンパワメントは、持続可能な開発目標（SDGs）において独立した開発目標「目標 5. ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う」として掲げられていることに加え、貧困削減やすべての人の健康と福祉の推進といったあらゆる開発目標の達成に向けて、横断的に取り組むべき事項としてその重要性が強調されている。一方、世界経済フォーラム（World Economic Forum、以下 WEF）が発行している「Global Gender Gap Report 2024」におけるジェンダーギャップ指数（GGI）は、すべての国でジェンダー格差があることを示している。完全なジェンダー平等を達成するためには現状では 134 年かかるとしており、取り組むべき課題は多い（WEF、2024）。JICA では、あらゆる分野において、政策や事業の立案・実施・モニタリング・評価時において、ジェンダーの視点に立った取組を進める「ジェンダー主流化」の考えに基づき、多様な事業でジェンダー平等と女性のエンパワメントを推進している。特に、1) 女性の経済的エンパワメントの推進、2) 女性の平和と安全の保障、3) 女性の教育と生涯にわたる健康の推進、4) ジェンダー平等なガバナンスの推進、5) 女性の生活向上に向けた基幹インフラの整備推進の 5 つを優先取組課題として設定し、様々な開発分野において、また協カスキームを問わず、ジェンダー平等と女性のエンパワメントに資する取組を行う方針としている。

具体的には、JICA が実施する案件のうち、ジェンダーの視点に立った取組が計画されている案件をジェンダー案件と分類している。OECD DAC が推奨するジェンダー案件の要件⁴は、①ジェンダー分析の実施、②分析に基づくジェンダーの視点に立った取組の案件枠組みへの反映、③その取組を計測する指標の設定、の全てを満たすことであり、GIZ、USAID 等の DAC 加盟国のほか、世銀や ADB においても、本要件が適用されている。JICA では、2021 年度まで DAC が推奨する要件を満たしておらずともジェンダー案件として分類していたが、2022 年度以降は DAC が定めるジェンダー案件の基準を

⁴ 詳細は右記リンクを参照。<https://www.oecd.org/dac/gender-development/Handbook-OECD-DAC-Gender-Equality-Policy-Marker.pdf>

JICA 内で導入したところである。

一方で、ジェンダー案件として分類された事業について、事業実施段階や事後評価段階において、予定されていたジェンダー関連活動が案件形成段階の想定どおりに実施されたか、成果が発現しているかについて、DAC の基準においても取組実績の体系的な把握を求めている。現行の事後評価の枠組みにおいてジェンダー関連の効果を把握しようとした場合、「その他インパクト」の中でインパクトの一つとして分析・整理されることが多く、詳細に把握できていないという課題もある。このように、計画との比較においてジェンダー関連の活動の実施状況や成果の発現状況が十分に把握されておらず、また評価結果から得られるジェンダー関連の教訓やナレッジも少ないこと、その結果として事後評価結果を新たなジェンダー案件の改善に十分に活かすことができていない点が課題となっている。以上から、今後 JICA 事業のジェンダー関連の成果を詳細に把握し、可能な範囲でジェンダー関連のナレッジ教訓を抽出し、新規案件形成時にそれらを活かすというサイクルの確立が求められている。

上記を踏まえ、本調査では、事後評価実施済み事業を対象に、ジェンダー関連の成果や課題、教訓をナレッジ教訓として整理を行う。ジェンダー関連の成果は、複数の事業の連携による相乗効果として生み出されることも多く、個別案件の事後評価だけでなく、複数の関連事業を対象にジェンダーの視点から横断的に確認することで、ジェンダー関連の協力全体の成果の把握や、より汎用性の高いナレッジ教訓の抽出が可能になることが想定される。加えて、JICA が事前にショートリスト化⁵したパキスタン、ケニアにおける教育・経済開発・水資源分野の 7 案件より各国最低 1 案件を選定し、現地調査を伴う事例分析を行う。これにより、社会文化的背景を踏まえたジェンダー案件の効果の発現過程やその阻害要因が、対象案件の個別性を考慮したうえで詳細に分析され、類似する社会文化的背景での新規案件形成時に活かすことができる。

パキスタン、ケニアにおいては、以下に挙げるように様々なジェンダー課題に対し長年取り組んできた実績があり、本調査の目的の一つである有用な教訓の導出及び今後の案件への活用に主眼を置き、両国での取り組みを本調査における事例分析の対象としている。

パキスタンにおいては、文化・社会的規範や慣習を背景とした移動の制限、教育・職業訓練機会の欠如やそれに伴うスキルの不足、限定的な雇用機会、ジェンダーに基づく暴力（家庭内暴力や性暴力、セクシャルハラスメント等）が女性の労働参画を阻害しており、女性の労働参加率が 23%と、世界平均の 46%と比較しても著しく低い。かかる状況を踏まえ、JICA は社会的に脆弱な女性や若年層に、基礎教育の機会を提供し、そこから職業訓練へのアクセス、さらには雇用や小規模起業等の経済活動へと橋渡しを行うことを目指し、パキスタンの教育・経済開発分野において様々な案件を実施している。また水資源分野においても、急激な人口増加（2%/年で増加）による供給不足、既存施設の老朽化、予算不足による新規施設整備の限界、地下水の過剰揚水、下水処理場の不足等の課題があり、その結果として、安全な水へのアクセスが可能な人口の割合が限られている。そのため、更なる水源開発、計画的な水資源管理、安全で安定的な給水システムの整備、適切な下水処理、河川の水質改善、地下水の汚染抑制等を目指し、JICA は長年に渡って、パキスタンの水資源分野における案件を実施してきた。

ケニアにおいては、高等教育分野について理科系技術人材の不足、教師の指導力不足といった課題を抱えており、JICA は科学技術イノベーション（STI）振興を担う高度人材の育成や授業の改善のための教員研修といった支援を行ってきた。理数科教育を含む科学・技術・工学・数学（STEM）分野においては、男女格差が世界的な課題となっ

⁵ 事例分析対象案件候補ショートリストについては参考資料を参照のこと。なお、ショートリスト内の案件は、机上調査の結果やJICAとの協議を踏まえて変更される可能性がある。

ており、ケニアにおいても STEM 専門家のうち女性の占める割合は 30%にとどまっているところ、JICA は事業を通して、ジェンダーバイアスの軽減などを通して、女性の人材育成に取り組んできた。また、水資源分野においては、原水の不足、既存浄水施設の能力不足や配水管網の未整備、配水管網の老朽化等を原因とした地方部における給水率の低さが課題とされ、給水を受けられない住民は、特に乾季には生活用水を得るために数時間を費やす、また生活用水を不衛生な小川や雨天後の水溜り等に頼ることで水因性疾患の一因となるなどの困難を抱えてきた。特に水汲み労働やケア労働に従事する女性・子どもへの影響は大きく、JICA は特に地方部への給水事業を通してこうした課題に対応してきた。

第 3 条 調査の目的と範囲

本調査の目的は、第一に、これまでに事後評価が実施されたジェンダー案件⁶からジェンダーにかかる取組の成果、課題、教訓の整理をとおして、ジェンダー分野として汎用性の高いナレッジ教訓を導出することである。第二に、ジェンダー課題に対し長年にわたり取り組んできたパキスタン、ケニアを対象に、ジェンダーに関する優良案件の現地調査を伴う事例分析をとおして、その効果の発現状況及び発現プロセスを明らかにするとともに、類似案件の形成・実施に資する教訓を導出することである。

第 4 条 調査実施の留意事項

- (1) 調査データの収集、入力、分析作業、また成果品の作成にあたっては、JICA 評価部及び事業関係者（事務所スタッフ、案件形成や実施に関わった職員、専門家等）との意見交換を密に実施する。
- (2) ローカルリソースの活用について、業務の履行体制として、主に以下の業務を担当する現地調査補助員⁷の活用等により効率的な実施を図る。
 - ・ 実施機関や関係者、インタビュー対象者等との連絡・調整
 - ・ 既存情報収集の支援
 - ・ サイト視察・調査に係る連絡調整及び補佐
 - ・ 関係者からの事前情報の回収や、インタビュー後のフォローアップ
- (3) 現地調査を含む事例分析の対象案件選定に関しては、JICA が作成したショートリストの 7 案件（パキスタン、ケニア）のうち受注者が JICA との協議のうえ、各国最低 1 件を選定する。
- (4) 事例分析にかかる調査を実施するに当たっては、必要に応じて以下の観点からの分析枠組みを参考または活用しつつ、精度の高い調査分析を行う。

【参考】

- ・ 社会生態学モデル（Socio-ecological Model）⁸

⁶ 本調査におけるジェンダー案件とは、2022年度前後のJICAのジェンダー案件選定の新旧両基準によって分類されたものを指す。

⁷ 現地調査補助員の備上方法や確保できる人材の用途、活用の範囲等について、技術提案書にて提案すること。可能であれば、現地事情に精通し、かつ治安状況の把握も可能な人材を備上することが望ましい。

⁸ 分野横断的にジェンダー課題を分析する際に用いられることが多く、行動を決定する個人的要因と環境的要因の多面的かつ相互作用的な影響を理解するための理論に基づく枠組みである。調査においては、対象案件で想定された直接的受益者に期待された効果が発現していないケースなどにおいて、対象者の

- ・ ライフコース・アプローチ (Life Course Approach) ⁹
- ・ 男性関与 (Male engagement) ¹⁰
- ・ 交差性 (Intersectionality) ¹¹

(5) 本調査において収集するデータや情報に個人情報が含まれる場合は、JICA の情報セキュリティに関する規程を順守して厳格に管理する。

第5条 調査の内容

上記「第2条 調査の背景・経緯」、「第3条 調査の目的と範囲」および「第4条 調査実施の留意事項」を踏まえつつ、以下に示す業務の内容について、効率的・効果的に業務を実施するために必要な調査方法・手順等を国内準備作業・現地調査および国内分析ごとに具体的に技術提案書で提案すること。

業務の全体の流れとしては、JICA から提供する実績データや統計データに加え、相手国関係機関から入手した情報を用いてジェンダーの視点からの効果を分析する。また、机上調査を踏まえ深堀の必要性が生じた案件に関しては、質問票及びインタビューによる調査を実施して定性的効果を把握する¹²。加えて、事例分析では現地調査をもとに情報を収集する。

【各調査共通】

(1) 業務計画書の作成 (2024年10~11月)

業務計画書案を作成し、具体的な調査スケジュール、調査内容、手順等について JICA とのキックオフミーティングを経て同計画書を JICA に提出する。

(2) 最終検討会 (フィードバックセミナー) の開催 (2025年8月~10月を想定)

下記に示す各調査をとおして提出されたナレッジ教訓シートおよび最終報告書案をもとに、最終検討会の出席者 (ガバナンス・平和構築部、経済開発部、人間開発部、地球環境部、南アジア部、アフリカ部、パキスタン事務所、ケニア事務所、評価部など想定) に向けて、本調査により導出された知見や教訓を共有し、最終検討会でのコメントを最終成果品に反映させる。

【ナレッジ教訓の導出】(国内分析、2024年11月下旬~2025年7月中旬)

(1) 文献レビューを通じて、ジェンダーと開発についての議論やその変遷、特にジ

行動や問題の影響要因を社会生態学モデルを援用し、個人的要因から環境的要因を対象案件の指標などを考慮しながら重層的に分析することを想定している。

⁹ 時間的・社会的な視点を持ち、人の人生のすべての段階が互いに複雑に絡み合っていることを認識し、特定の時期、年齢層ごとにどのような介入が効果的であるかを特定する。調査においては、対象案件のプロジェクト目標や指標をアウトカムとし、経年的な影響要因の分析を行うことなどを想定している。また対象国の社会文化的背景を踏まえた分析をとおして、類似した国や地域への有用な教訓やナレッジの導出を想定している。対象集団の属性も含まれる。

¹⁰ ジェンダー平等と女性のエンパワメント推進に向けた取り組みに男性と男児を巻き込み、その理解と行動変容を促すアプローチ。ジェンダー規範や固定的な性別役割分業、「有害な男らしさ」の解消に向けた取り組みを通じて、不均衡なジェンダーに基づく力関係を是正する。調査においては、ジェンダー平等や女性のエンパワメントの推進に向けた活動における男性関与の有無、それによる効果を測ることを想定している。

¹¹ ジェンダーと他の属性 (民族、人種、宗教、障害、性的指向、性自認、経済状況、社会階層等) が交差して、どのような差別的な社会構造及び人々の現実を生み出しているのかを分析するアプローチ。調査においては、交差性の観点からも事業成果や課題を確認・分析することを想定している。

¹² 質問票調査について、配布する際の連絡先はJICAから提供する。また対象人数が多いため、質問票の回答を全対象者から取り付けることを必須とはせず、可能な限り回収することとする。

ェンダー主流化のための手引き¹³に基づく12の課題分野の事業におけるジェンダーの視点の組み込み方・好事例、ジェンダー関連の成果発現に向けた協働や連携に係る国際的な潮流を整理する。

- (2) JICA事業における上記12の課題分野を対象に、事後評価が実施された案件から全体で300件程度¹⁴のジェンダー案件を選定し、ジェンダーにかかる取組の成果や好事例、教訓を整理する¹⁵。また、対象としたジェンダー案件のうち、ジェンダー課題の解決に対する効果の発現が確認されなかった案件や課題があると評価された案件も分析対象とし、効果発現の阻害要因を整理すること。
- (3) 上記を踏まえ、ジェンダー分野（12課題分野をサブセクターとして含む）としてのナレッジ教訓を導出し、今後の新規案件形成時に活用可能なナレッジ教訓シートとして取り纏める¹⁶。ナレッジ教訓シートの作成にあたっては、外部有識者（ジェンダーを専門とする大学教授等を想定）、JICAガバナンス・平和構築部の意見も踏まえて作成する。具体的な有識者の選定や進め方については、JICAとの協議により決定する。
- (4) また机上調査を踏まえ、JICA外部事後評価レファレンス¹⁷内の「ジェンダー視点に立った事後評価の実施に向けた留意点」に対する改善提案や各ジェンダー関連分野において設定すべき指標や改訂すべき指標があれば提案する。
- (5) 検討会で得たコメントをナレッジ教訓シートに反映し、JICAと協議のうえ、最終版を提出する。

【パキスタン、ケニアにおける事例分析】

- (1) 国内分析1（2024年11月下旬～2025年2月）
 - 1) 文献レビューを行い、パキスタン・ケニアにおける一般的なジェンダーに関連する状況・課題を整理する。そして、両国におけるジェンダーを含む対象分野における政府関係機関、JICA、他の援助機関、NGO、民間組織等のこれまでの経験・取組実績を整理する。ジェンダー以外の3分野では、ジェンダー関連の成果発現に向けて如何なる取組や工夫が実施されてきたか整理する。
 - 2) パキスタン・ケニアの教育・経済開発・水資源分野における、JICAがショートリスト化した対象案件について、報告書等の既存資料を参考に、ジェンダーに関連する好事例や評価結果を整理する。対象案件候補は、現時点で別紙1の7件を想定している。また同分野のジェンダー関連の指標例等を参考に、対象案件のジェンダー関連の成果をより詳細に把握するための評価方針案を作成する。評価方針案では、各案件の調査項目・指標・調査方法等を具体的に整理する。なお、対象案件は、ナレッジ教訓の整理過程及びJICAとの協議を通じて変更される場合がある。
 - 3) 上記を踏まえ、対象案件のうち、パキスタン及びケニアからプロセス分析を行う案件を2案件（それぞれの国から1件を想定）、JICAとの協議をとおして選定する。プロセス分析を行う案件については、簡易プロジェクト・エスノグラフ

¹³ <https://www.jica.go.jp/activities/issues/gender/materials/guidance.html> を参照のこと。

¹⁴ 2022年度以前に事後評価が実施された案件のうち、実施年度の降順に300件程度を対象とすることを想定している。なお、対象案件が300件に満たない場合は該当する案件すべてを対象とする。

¹⁵ ジェンダーにかかる取り組みの成果や好事例、教訓の整理の手法、方法に関して、AIの活用なども含め技術提案書で提案すること。

¹⁶ 現時点では現在公開されている様式

(<https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/lesson/index.html>) での取り纏めを予定しているが、JICAとの協議により変更の可能性がある。

¹⁷ <https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/guideline/index.html>

- ィーなども含め、その方法論を評価方針案に反映する。
- 4) 上記を踏まえ、国内関係者（対象案件に従事していたJICA職員・コンサルタント・専門家等）へのインタビューを実施する。
 - 5) 質問票案を作成し、JICAとの協議を経て内容の最終化を行う。レター及びメールでの配布及び回収（一部は現地調査回収も可）を行うとともに、現地調査で対面インタビューを実施する候補者の調整等を行う。
 - 6) 暫定的なレビュー内容や方向性については、現地調査前に各分野5頁程度の資料（様式不問、記載項目についてはJICAと調整すること）を評価部に提出し、コメントを得ること（頁数については調整可能）。また、現地調査の計画についても更新したものを提出すること。原則は書面によるやり取りとするが、必要に応じ評価部との打ち合わせも行う。
- (2) 現地調査¹⁸（2025年2月～2025年4月を想定）
- 1) 国内分析にて選定した対象者（パキスタン・ケニアの対象案件の関係機関、他機関等）へのインタビュー、対象案件の事業サイトの状況確認、対象事業の一部の受益者等へのヒアリングを行い、各事業が現地でどのようなジェンダーの視点に立った成果をもたらしているか、また成果発現に至った過程について情報収集する。特にプロセス分析を行う案件については、TOC (Theory of Change) を描画し、相手国関係機関やJICA関係者との協議を踏まえて精緻化する。
 - 2) JICA事務所に現地調査結果について報告、協議する。
- (3) 国内分析2（2025年4月～8月）
- 1) 現地調査結果を踏まえて、対象案件の国や地域、分野における今後の案件形成時・事業実施中にジェンダーの視点を組み込む方法や、ジェンダーの視点に立った成果発現に必要な要素を整理し、事例分析にかかる報告書案として取り纏める。事例分析にかかる報告書案の作成にあたっては、外部有識者（ジェンダーを専門とする大学教授等）の意見も踏まえて、作成する。具体的な進め方については、JICAとの協議により決定する。
 - 2) 検討会で得たコメントを事例分析にかかる報告書案に反映し、JICAと協議のうえ、事例分析にかかる報告書（最終版）を提出する。

第6条 報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等、及びその提出部数や記載事項については以下のとおり。本契約における成果品は業務進捗報告書及び最終報告書とする。また、成果品以外に毎月末に月報を作成し、提出する。

(1) 報告書等

・業務計画書（和文）

提出時期：2024年11月

部数等：電子データ（Word版・PDF版）

記載事項：業務の実施方針、調査の実施体制、調査手法、調査計画（工程表、要員配置、調査手順等）

・事例分析にかかる報告書（和文・英文）

¹⁸ パキスタンへの渡航は、2025年2月～3月がラマダンにあたるため当該期間を避けて計画すること。

提出時期：2025年8月

部数等：電子データ（Word版・PDF版：CD-ROM 1部）

記載事項：現地調査を踏まえたパキスタン、ケニアにおける事例分析にかかる報告書。対象案件の国や地域、分野における今後の案件形成時・事業実施中にジェンダーの視点を組み込む方法や、ジェンダーの視点に立った成果発現に必要な要素などを整理し、記載すること。

（2） 成果品

・業務進捗報告書（中間成果品）（和文）

提出時期：2025年2月15日（想定）

部数等：電子データ（PDF版）

記載事項：部分払いにかかる中間成果品としての報告書。提出時期までの業務の進捗状況を簡便に記載すること。

・最終報告書（最終成果品）（和文・英文）

提出時期：2025年10月末日

部数等：電子データ（PDF版・Word版：CD-ROM 3部）

記載事項：ナレッジ教訓シート及び事例分析結果に加え、ナレッジ教訓導出に係る提案（今次分析を踏まえ、ジェンダー分野以外のナレッジ教訓の導出に関し、AIの活用などを含めた効率的・効果的な方法論についての提案）を記載すること。また事後評価レファレンス内の「ジェンダー視点に立った事後評価の実施に向けた留意点」に対する改善案やジェンダー分野の指標の提案も合わせ記載すること。¹⁹

（3） 提出物

1） 収集資料²⁰

① 一次データ（定量調査であれば、データ収集用の質問票・分析に用いたデータセット、定性調査であればインタビューの記録資料など、一次データの処理・分析用ファイルを含めること）。

② 現地で撮影した案件内容の説明に相応しい写真5枚/案件程度（解析度300～350dpi）²¹

（4） 契約における最終成果品及び仕様

最終成果品として、最終報告書（和文・英文）を作成し、電子データを保存したCDRのみを提出する（製本版の作成・提出は不要）。仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。また、報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性の確保にも留意する。報告書の提出期限は契約履行期間の末日とする。

¹⁹ ここでいう指標の提案とは、第5条【ナレッジ教訓の導出】4）に記載のある各ジェンダー関連分野において設定すべき指標や、改訂すべき指標の提案を想定している。

²⁰ 契約締結後に、別途打合簿にて、収集資料の内容を取り交わす。

²¹ 写真は当該案件を年次評価報告書に掲載する場合等に使用します。写真撮影に当たっては「肖像権ガイドライン」を参照してください。なお、当該案件を年次評価報告書に掲載することとなった場合、同案件の評価業務従事者に原稿の執筆を依頼します（JICAの原稿謝金基準に従い謝礼をお支払いします）。

(5) 英文版報告書の作成時における留意点

英文版報告書の作成にあたっては、国際的に通用する記述・表現内容とすること（ネイティブスピーカーの校閲を行うこと）。

第7条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

<別紙>

別紙1：事例分析対象案件候補ショートリスト

別紙2：技術提案書にて特に具体的な提案を求める事項

別紙1：事例分析対象案件候補ショートリスト

番号	国名	分野	開始年度	事業形態	案件名
1	パキスタン	教育	2015	技協	オルタナティブ教育推進プロジェクト
2	パキスタン	経済開発	2015	技協	アパレル産業技能向上・マーケット多様化プロジェクト
3	パキスタン	水資源	2016	技協	ファイサラバード上下水道・排水マスタープランプロジェクト
4	パキスタン	水資源	2010	無償	アボタバード市上水道整備計画
5	ケニア	高等教育	2014	技協	アフリカ型イノベーション振興・JKUAT/PAU/AUネットワークプロジェクト
6	ケニア	水資源	2010	無償	エンブ市及び周辺地域給水システム改善計画
7	ケニア	水資源	2011	無償	第二次地方給水計画

*JICAとの協議により変更の可能性有

以上

技術提案書にて特に具体的な提案を求める事項
(技術提案書の重要な評価部分)

技術提案書の作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章「2. 技術提案書作成上の留意点」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書を参照すること。

No.	提案を求める内容	特記仕様書への該当条項
1	現地調査補助員の備上方法や確保できる人材の目途、活用の範囲等について	第4条(2) ローカルリソースの活用、脚注7
2	ジェンダーにかかる取り組みの成果や好事例、教訓の整理の手法、方法に関して	第5条【ナレッジ教訓の導出】(1)2)、脚注15

第3章 技術提案書作成要領

技術提案書を作成するにあたっては、「第2章 特記仕様書」に記載されている内容等を技術提案書に十分に反映させることが必要となりますので、その内容をよく確認して下さい。

1. 技術提案書作成に係る要件

本業務に係る技術提案書作成に際して、留意頂くべき要件・留意事項について、以下のとおりです。

(1) 業務の工程

「第2章 特記仕様書」を参照し、求められている業務の工程を確認してください。

(2) 業務量の目途

機構が想定する業務量の目途は次のとおりです。以下の数字は、機構が想定する目途ですので、競争参加者は、「第2章 特記仕様書」に示した業務に応じた業務量を算定してください。

(全体) 6.4人月

(現地渡航回数：延べ2回)

業務従事者構成の検討に当たっては、①ジェンダー分野の専門性、及び②評価分析の専門性を持つ従事者を含めること。

※現地業務期間や渡航回数については、提案する作業計画に基づき、競争参加者が自由に提案することができますが、それらに係る経費を含む入札価格が予定価格を超える場合は落札者とならないので、ご注意ください。

(3) 業務従事予定者の経験、能力

評価対象者を評価するに当たっての格付の目安、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者：(業務主任者／〇〇 格付の目安(3号))】

1) 対象国及び類似地域：パキスタン国及びケニア国

2) 語学能力：英語

※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。なお、類似業務経験は、業務の

分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

※ 総合評価落札方式では業務管理グループ（副業務主任）は想定していません。

（４）現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

特になし

（５）配付資料／公開資料等

１）配付資料

なし

２）公開資料

➤ 事業事前評価表（全スキーム）

<https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/index.php>

（案件名で検索）

JICA 図書館にて公表されている報告書等

<https://libportal.jica.go.jp/library/public/Index.html>

（案件名またはキーワードで検索）

➤ ジェンダー主流化の手引き

<https://www.jica.go.jp/activities/issues/gender/materials/guidance.html>

（上記 URL には各課題分野別のジェンダー主流化の手引きが掲載されていますので、ご確認下さい。）

➤ 2024 年度外部事後評価レファレンス

https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/guideline/_icsFiles/afieldfile/2024/05/01/reference_2024.pdf

(6) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	無
2	通訳の配置	無
3	執務スペース	無
4	家具（机・椅子・棚等）	無
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

(7) 安全管理

- 1) 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA パキスタン事務所およびケニア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制を技術提案書に記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

2. 技術提案書作成上の留意点

具体的な記載事項や留意点について以下のとおりです。

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

業務を実施するにあたっては、後述するように、当該業務に直接的に従事する各団員の経験や能力等のもとより、コンサルタント等の法人としての業務経験、法人としての業務実施体制等も業務を円滑に実施するための重要な要件ですので、本項目ではこれらを総合的に記述して下さい。

記述に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドラ

イン」の「I. 1. プロポーザルに記載されるべき事項」の「(1) コンサルタント等の法人としての経験・能力」を参照してください。

* 評価対象とする類似業務：ジェンダーおよび評価分析

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を合わせた記載分量は、10 ページ以下としてください。

3) 作業計画

上記1)、2) での提案内容に基づき、本業務は成果管理であることから、作業計画に作業ごとの投入量(人月)及び担当業務従事者の分野(個人名の記載は不要)を記述して下さい(様式4-3の「要員計画」は不要です。なお、様式4-4の「業務従事予定者ごとの分担業務内容」は記載ください)。記述に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の「I. 1. プロポーザルに記載されるべき事項」の「(2) 業務の実施方針等」を参照してください。また、様式についても、同ガイドラインの当該様式集を使用してください。

4) その他

相手国政府又はJICA(JICAの現地事務所を含む。)からの便宜供与等に関し、業務を遂行するに当たり必要な事項があれば記載して下さい。

(3) 評価対象者の経験・能力等

本件業務に業務主任者として従事する評価対象者の経験・能力等について記述して下さい。記述に際しては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の「I. 1. プロポーザルに記載されるべき事項」の「(3) 業務従事予定者の経験・能力」を参照してください。また、様式についても、同ガイドラインの当該様式集を使用してください。

(4) 技術提案書の形式等

技術提案書を提出する場合の体裁等は、以下のとおりとしてください。

1) 形式

技術提案書は、A4判(縦)、原則として1行の文字数を45字及び1ページの行数については35行を上限として下さい。関連する写真等を掲載する場合には、目次の前として下さい。

3. 経費積算に係る留意事項

本業務に係る経費を積算するにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2023年10月（2024年7月追記版）」を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(1) 報酬について

パキスタン国での業務については、「紛争影響国・地域における報酬単価の加算」の対象としますので、月額報酬単価の上限額が加算されます。「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」の「別添資料2：報酬単価」より、「紛争影響国・地域における報酬単価（月額上限額）」を参照してください。

(2) 本案件に係る業務量の目途

上記1. (2)に記載している機構が想定する業務量の目途を参照して下さい。

(3) 別見積

以下の費目については、入札金額には含めず、別見積書として作成し、「第1章入札の手続き」の「6. (2) 提出方法」に基づき提出してください。下記に該当しない経費については、別見積として認めず、提案者負担とします。

- ・直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの

(4) 定額計上について

以下の経費については定額で計上を求めるとします。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、技術提案書の提出時の見積には含めないでください。

定額として計上する経費は契約開始後に内容を確定します。精算報告の対象となり、証拠書類に基づいて実費精算します。

	対象とする経費	該当箇所	金額（税抜き）	金額に含まれる範囲	費用項目
1	一般業務費（パキスタン現地）	「第2章 特記仕様書 第	2,271,000円	特殊傭人費（合計30日分）	一般業務費

	調査のみ)	5条 調査の内容 【パキスタン、ケニアにおける事例分析】		車両関連費（合計15日分） 旅費・交通費（パキスタン国内線利用にかかる航空賃）	
2	安全対策経費（パキスタン）	「第2章 特記仕様書 第5条 調査の内容 【パキスタン、ケニアにおける事例分析】」	1,311,000円	防弾車借上費、武装警備費（15日分）	一般業務費

（5）ランプサム（一括確定額請負）型の対象業務

本業務においては、「第2章 特記仕様書」で指示したすべての業務を対象としてランプサム（一括確定額請負）型の対象業務とします。

別紙3：技術提案書評価配点表

技術提案書評価配点表

評 価 項 目	配 点
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)
(1) 類似業務の経験	(6)
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)
ア) 各種支援体制 (本邦/現地)	3
イ) ワークライフバランス認定	1
2. 業務の実施方針等	(65)
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	35
(2) 作業計画等	30
3. 業務従事予定者の経験・能力	(25)
(1) 業務主任者の経験・能力	(25)
1) 業務主任者の経験・能力: <u>業務主任者/〇〇</u>	(25)
ア) 類似業務等の経験	12
イ) 業務主任者等としての経験	5
ウ) 語学力	5
エ) その他学位、資格等	3